

東かがわ市規則第33号

東かがわ市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月31日

東かがわ市長

上村-郎

東かがわ市物品管理規則の一部を改正する規則

東かがわ市物品管理規則（平成15年東かがわ市規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保管責任) 第14条 略 2 前項により保管の責任を有する者が故意又は重大な過失により、その保管物品を亡失若しくは損傷し、市に損害を与えたときは、 <u>法第243条の2の9</u> の規定により弁償しなければならない。	(保管責任) 第14条 略 2 前項により保管の責任を有する者が故意又は重大な過失により、その保管物品を亡失若しくは損傷し、市に損害を与えたときは、 <u>法第243条の2の7</u> の規定により弁償しなければならない。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。